

令和5年2月13日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年2月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

柳 壽祥 委員

事務局の出席者は9名である。

**事務局** 皆様、おはようございます。  
2月の総会の開催に当たりまして、御報告いたします。  
本日は、現委員数24名中23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しているということでございます。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

**議長** 皆さん、おはようございます。足元の悪い中、御出席頂きまして、ありがとうございます。  
昨日は3月上旬の気温ということでありましたけども、今日は気温が下がっています。体調管理に気をつけていただきたいというふうに思います。  
それから、マスクの着用とかの関係、そういうものを個人の判断に委ねるといようなことになっておるようでございます。  
それと、また、5月8日からは、コロナにつきましても2類から5類に移行するというようなことでありますので、だんだん緩和されてきたというようなことで、非常に、皆さん方、どういうふうに思われるのか分かりませんが、少し私も心配をしておるところでございます。  
それでは、2月の農業委員会総会をただいまから開催したいと思えます。  
座って議事進行します。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
第1号議案、審議番号7番、8番、9番及び11番は農業委員会に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。  
なお、審議番号7番は、議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員が譲受人に、審議番号8番及び9番は、議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員が譲受人及び譲渡人に、また審議番号11番は、議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員が理事をされている農事組合法人\*\*\*\*が譲受人となっております。よって、第1号議案は、審議番号7番、審議番号8番及び9番、審議番号11番とそれ以外に分けて審議いたします。  
それでは最初に、第1号議案、審議番号7番についてを議題といたします。  
議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。  
それでは、審議番号7番について事務局の説明を求めます。

**事務局** それでは、1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許

可申請書が提出されたので付議いたします。

3ページをお願いいたします。

所有権移転、西部地域、7番の1件です。

以上、審議番号7番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案、審議番号7番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号7番は可決されました。

審議番号7番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号\*\*番、\*\*\*委員の出席を求めます。

\*\*\*\*委員に報告いたします。審議番号7番は可決されました。

続きまして、第1号議案、審議番号8番及び9番についてを議題といたします。

議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。

それでは、審議番号8番、9番について事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

3ページをお願いいたします。

所有権移転、西部地域、8番から、4ページ、9番までの2件です。

以上、審議番号8番及び9番の各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案、審議番号8番及び9番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号8番及び9番は可決されました。  
審議番号8番及び9番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員の出席を求めます。  
\*\*\*\*委員に報告いたします。審議番号8番、9番は可決されました。  
続きまして、第1号議案、審議番号11番についてを議題といたします。  
議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。  
それでは、審議番号11番について事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
4ページをお願いいたします。  
使用貸借権設定、東部地域、11番、1件です。  
以上、審議番号11番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

委 員 すいません。非常にたわいもないことなんですけども、貸借期間は10年間の設定をされているわけなんですけども、非常に高齢化が進んだ農業者の方が多くいらっしゃる中で、例えば貸借契約をされている、その当人、貸されていていらっしゃる方が亡くなった場合、その後の処理というのはどういうふうにするべきなのかなど。ついでですいませんけど、お尋ねしたいと思ひまして。貸借期間中にどちらかが亡くなった場合、どういう手続をすればいいのかと思ひまして。

事 務 局 事務局よりお答えいたします。

権利の設定が、賃貸借権設定、有償の場合と使用貸借権設定では若干異なる場合がございますけれども、まず、貸し手さん側、所有者さん側がお亡くなりになられた場合は、どちらも貸借はそのまま引き継がれることになっておりますので、実際のその期限が切れるまではそのまま継続というところでの取扱いをしております。

一方、借り主さん側が亡くなられたときなんですけれども、これも賃貸借権設定の場合は借受人さんの法定相続人さんで賃貸借権設定の権利を引き継ぐことになっておりますが、使用貸借権設定の場合は、法的には借受人さんが亡くなられた時点で、そこで貸借は終了というような流れとなっております。

あとは、更新のときとかに、それぞれ、まだ御相続なされていなければ、法定相続人さん関係の確認をさせていただいているところにはなりますけれども、基本的にはそのような取扱いで、今、運用させていただいております。

以上です。

議 長 いいですか。それでは、ほかに質疑ございませんか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案、審議番号11番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号11番は可決されました。

審議番号11番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号\*\*番、\*\*  
\*\*\*委員の出席を求めます。

\*\*\*\*委員に報告いたします。審議番号11番は可決されました。

続きまして、審議番号7番、8番、9番及び11番を除く第1号議案についてを議題  
といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許  
可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から、2ページの4番までの4件です。

続きまして、西部地域、5番から、3ページの7番及び8番、次の4ページの9番  
を除く10番までの3件です。

以上、審議番号7番、8番、9番及び11番を除いた各申請案件につきましては、農  
地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許  
可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある  
方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

審議番号7番、8番、9番及び11番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手をお  
願いいたします。

## 全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、審議番号7番、8番、9番及び11番を除く第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号1番につきましては、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、関連案件とそれ以外とに分けて審議し、審議番号1番は第4号議案と一括して議題といたします。

それでは、第2号議案、審議番号2番及び3番についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 5ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、2番、3番の2件です。

2番、申請地、藤山町、田、2筆、計2,293㎡。

申請理由、一時転用期間を変更するものです。

変更内容、一時転用期間が許可後から令和5年4月30日までだったものを許可後から令和5年7月31日までへ変更するものです。こちらにつきましては、令和4年12月13日付にて4条許可がなされたものです。

3番、申請地、藤山町、田、5,057㎡。

申請理由、一時転用期間を変更するものです。

変更内容、一時転用期間が許可後から令和5年4月30日までだったものを許可後から令和5年7月31日までへ変更するものです。こちらにつきましては、令和4年12月16日付にて4条許可がなされたものです。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」



議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案、審議番号2番、3番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案、審議番号2番及び3番は可決されました。  
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。  
第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。  
東部地域、1番、2番の2件です。1番、申請地、山本町豊田、田、3筆、計4,348㎡。申請理由、申請地に盛土を行い畑として利用するもの、農地改良行為です。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。  
2番、申請地、田主丸町中尾、畑、217㎡のうち48㎡。申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。  
審議案件は、以上となります。  
なお、6ページ審議番号1番の案件につきましては、県農業会議への意見聴取案件となっております。  
以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 まず、すみません。この黒く塗られたところの下に、何か5文字、書いていらっし

やるのが見えるんですけど、これは、まず何ですか。No.4の地図の農用地と黒く塗りつぶされた下に、建物のように見えるんですけど。

事務局 はい、お答えいたします。  
\*\*\*\*\*と記載がなされております。

委員 ということは、この該当地は、そこよりも低いわけですかね。いわゆる盛土をするということは、低い。

事務局 はい、低くなっております。

委員 いわゆる畑としてここを使うわけですか。

事務局 ここがすごく水はけが悪くて、何を植えても根腐れをして、作物が育たないような状態になっていまして、今回、農地改良行為により畑にして、水はけというか、そういう湿地みたいなところを解消するような予定となっております。

委員 畑状態にするということですね。3年間かけてそういう工事をするという、これは何か訳でも。令和5年から8年2月まで。

事務局 そうですね。まず一時転用期間の許可の期間が、農用地については3年間が最長ということで、3年間の間に完了して農地に復旧してもらうところになっていきます。白地は5年間というところで、その期間の範囲内というところで、今回は3年を見ていらっしゃるんですけども、あとは、前倒しして工事ができることになれば、期間は早く収まる可能性もございますが、許可の期間としてはその最長を取られてあるとのことなんです。

委員 分かりました。  
実はこれをこういうふうに黒く塗られていると、非常にもともと真四角な土地なんだろうと、航空写真辺りで見ると、ハウスも一旦、ハウスがこの下に見受けられるんですけども、それも外して農地改良にされるというのが、しかも面積が4反以上ありますので、ちょっといろいろ気になりまして、お尋ねしたところなんです

けれども、分かりました。

ついでですので、もう1点確認なんですけれども、農地改良行為に関しては、3年間たった時点で、私たち農業委員としては、例えば、工事がちゃんとできているかどうか、そういうふうな行動を行わないと駄目なんです。

**事務局** 農地改良行為を含む公共工事の一時転用は、全て進捗管理を行っていきまして、完了報告を受けて、農地に戻ったという報告をいただくことになっているんですけれども、その際は、その農業委員さん、推進委員さんと一緒に農地に戻っているかどうか確認を、今現在、行わせていただいきまして、農地に戻っていなければ、もちろん指導ということになっているというのを、今現在、運用としても行っているところでございます。

**委員** 3年前の7月に、農業委員ということで行動を始めたんですけれども、一番最初の案件が農地改良行為だったんですよね。2年半たって、今、その現場を見に行くと、当時、計画では何か野菜をつくるということだったんですけれども、現実には土建業者が大量の泥を置いて、全く畑として使われた形跡もないというようなところがあります。

ただ、今回、任期が満了した後になりますので、ではそれをちゃんと、もしそのままの状態、いわゆる期間が過ぎれば、元に戻しなさいというようなことを指示すべきかと思うんですけれども、とてもそれができるような状態になっていません。そういうことが頻繁に起こるものですから、農地改良行為とはいえ、なかなか見逃すというか、簡単に承認するというのは難しいかなというのを、今、私自身の問題として痛感しています。

今回、こういう広い面積だったものですから、気になりましてお尋ねしたところで。すみません。ありがとうございます。

**議長** \*\*\*\*委員から質問がちょっとあったんですけど、2年半前の案件では、改良行為ということで審査が、それが全くなっていないということですので、それについては事務局、ちょっと確認をしてください。

そして、もし指導しなければならぬものであれば、指導をしていいので、行っていただきたいと思います。あと半年もあるかなというふうに思いますけれども、その中でどういうふうに進めていくのか、管理をですね。お願いを申し上げたいと思

います。よろしいですか。

事務局 はい。

議長 お願いします。  
\*\*\*\*\*委員、いいですか。

委員 とにかく畑として作ります。畑にします。今、事務局のほうから答えがあったとおり、水はけが悪いと条件的に悪いから、畑にしますということだったんですけども、現実には、土建屋さんの残土置場になったりしますよね。それを、じゃあ3年後に、私が今回任期満了で辞めまして、その後に、農業委員になられる方が、そういう現状ですね。畑にしますから、どうですかというようにことをご存じない方が対応できるのかというと、首ひねるようになりました。すいません。いらんことで。

議長 それは大事なことですよ。実質的にそういうのがあれば、やはり早め早めに指導していくというようなことでしていかないと、いかんと思いますし、ここは完全な農用地ですので、十分そのところは見ながら進めていきたいというふうに思います。

委員 農地改良行為の中では、本当に複数枚の高低差がある農業がしづらいところを、本当にきれいにして、1枚の田んぼにして、今後の農業に対応されているようなところも実際ありますので、一概に悪いとは言わないんですけども、やはり農地は農地ですから、仮にいわゆる工事の残土が出て、それを置いてちゃんと農地にしてもらえればいいことですよね。

議長 指導していきます。  
ほかにございませんか。どうぞ。

委員 ただいまの質問のあった件については、私の担当地区なんですけれども、具体的な内容については、あなたが指摘したことが、的確に当たる物件ということをお皆さんの前で報告したいと思います。  
というのは、1年ぐらい前に盛土を少ししていたんですよ。だから、地主さんのほ

うに、盛土をする場合については届出が必要ですからということで、早急に届出を  
してくださいということ指摘していたんですよ。それで、しばらくしても、また  
届出がなくて、またその2回目に行って、やっとなりが上がったというような状態に  
なります。

ただ土地としては、私はずっと見とったけど、10年間ぐらい、その湿原で物ができ  
ないというのは事実なんです。

その間はですね、春と秋ときれいに耕して、全く人に迷惑をかけない農地としての  
利用は、毎年、きれいに草が生えないような感じでしとったけど、ただ水はけが悪  
くて物ができないというのは、10年間ぐらいずっと続いて、何もつくらなくて、毎  
年、春と秋と耕して、してあったというような土地で農業をして畑として使うとい  
うことについては、当然のことだと思いますけれど、ただ残土処理の関係について  
は、問題があったということについて何回も指摘して、現地確認のときも、そのこ  
とについて、あなたが言うようにですね、今後きちんとそのとおり土地改良するこ  
うなことを、本人とも、それから持ってくる土建業者の人にも確認した、そういう  
案件でございますので、そういうことを担当地区の委員として報告しておきたいと  
思います。以上です。

議 長 今、\*\*\*\*\*委員のほうから説明がございました。その案件については、また引  
き続き、調査をしながら進めていただきたいと思います。ほかにありませんか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいた  
します。

第3議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3議案は可決されました。  
なお、審議番号1番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。  
続きまして、第2号議案、審議番号1番、4号議案、農地法第5条の規定による許  
可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 5ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域1番1件です。1番申請地、北野町大城字、畑、2筆、計1,413㎡。申請理由、権利の種類及び施工期間を変更するものです。変更内容、権利の種類が、使用貸借権設定から所有権移転売買へ、施工期間が令和3年9月13日から令和4年5月31日までだったものを、令和4年11月1日から令和5年4月30日までへ変更するものです。

こちらにつきましては、令和3年9月13日付にて、5条許可がなされたものです。

第4号議案、審議番号5番と関連案件となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域1番から8ページ5番までの5件です。1番、申請地、田主丸町中尾、畑、473㎡。申請理由、申請地を取得して、露天駐車場及び車両置場として利用するものです。

2番、申請地、田主丸町長栖、田、244㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、北野町赤司、田、2筆、計1,359㎡のうち333㎡。申請理由、申請地を借り受けて農業用倉庫を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。こちらは申請地に自己所有農地も含まれておりますので、農地法第4条による同時許可の案件となっております。

8ページをお願いいたします。

4番、申請地、北野町今山、田、370㎡。申請理由、申請地を取得して貸露天駐車場の敷地を拡張するものです。

5番、申請地、北野町大城、畑、2筆、計1,413㎡。申請理由、申請地を取得して農産物加工施設及び直売所を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しており

ます。第2号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

西部地域6番から9ページ、7番までの2件です。

6番、申請地、荒木町藤田、畑、282㎡。申請理由、申請地を取得して露天資材置場として利用するものです。

9ページをお願いいたします。

7番、申請地、藤山町、畑、989㎡。申請理由、申請地を取得して病院の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上で、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
なお、採決に当たりましては、第2号議案、審議番号1番、第4号議案に分けて採決いたします。  
それでは第2号議案、審議番号1番について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第2議案、審議番号1番は可決されました。  
続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** 全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 10ページをお願いいたします。

第5号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので、付議いたします。

西部地域1番1件です。1番、申請地、高良内町、畑、210㎡。現況宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは13です。以上で、説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議長** 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議長** 全員挙手により、第5号議案は可決されました。

続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお求めます。

**事務局** 11ページをお願いいたします。

第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番、2番の2件です。

1番、申請人、諏訪野町、\*\*\*\*\*、経営面積12,790㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、宮ノ陣町若松、\*\*\*\*\*、経営面積52,341㎡、農用地利用集積計



画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ありませんかね。

「なしの声」

議 長 それでは質疑を終了します。  
ただいまから採決いたします。  
第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。  
続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。  
第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。  
1、所有権移転7件、2、利用権設定（通年）（農地中間管理事業関係）52件、3、利用権設定（期間借地）（農地中間管理事業関係）1件。  
13ページをお願いいたします。  
1、所有権移転、第1区、1番から3番までの3件です。  
1番、所在地、宮ノ陣町若松、田、2,137㎡、推進機構への売渡しとなります。  
2番、所在地、山本町耳納、田、4筆、計3,476㎡、推進機構への売渡しとなります。  
3番、所在地、山本町耳納、田、3筆、計1,773㎡、推進機構への売渡しとなります。

14ページをお願いいたします。

第2区、4番の1件です。

4番、所在地、田主丸町竹野及び田主丸町中尾、田、6筆、計12,677㎡、推進機構への売渡しとなります。

第3区、5番、6番の2件です。

5番、所在地、北野町大城、畑、2,187㎡、推進機構からの買入れとなります。

6番、所在地、北野町仁王丸、田、2,120㎡、推進機構からの買入れとなります。

15ページをお願いいたします。

第5区、7番の1件です。

7番、所在地、三潞町清松、畑及び田、3筆、計1,814㎡、推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人\*\*\*\*\*の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

16ページをお願いいたします。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）通年、こちらは右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数52件、筆数149筆、設定面積286,874㎡です。

17ページをお願いいたします。

3、利用権設定（農地中間管理事業関係）期間借地。

第1区、1番の1件です。

1番、所在地、太郎原町、田、1,372㎡、推進機構への貸付けとなります。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から7番まで、2、利用権設定（農地中間管理事業関係）通年、52件、3、利用権設定（農地中間管理事業関係）期間借地、1件の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第7号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、  
久留米市長宛てへ通知いたします。  
引き続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。  
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。  
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。  
事務局の説明を省略いたします。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 18ページの第1号報告、第2号報告、これの規定は分かるんです。自分の農地を市  
街化区域内の、農地を農地以外に転用する場合は、会長の専決決裁でオーケーとい  
うことは理解しております。第2号報告もですね。  
それで、18ページの2番の墓地、これは普通は個人で墓を造りたいと思って、自分  
の畑に申請しても、墓地の許可は下りないんですけれども、ただ、この\*\*\*\*\*  
というお寺で墓地にしますよということでオーケーということですね。

事 務 局 そのとおりです。

委 員 分かりました。なかなか墓地は三潞に1件あるんですが、そこらあたりなどはその  
墓地は法人化しておかないと、個人の畑で墓を建てようかと思っても、なかなかお  
りませんので、皆さんにもそういうことを知っていただくためにちょっと質問しま  
した。ありがとうございました。

議 長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議 長 ないようですので、これにて質疑を終了します。  
よって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。  
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、  
字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任さ  
れたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他  
の整理は議長に委任することに決定いたしました。  
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10  
条第2項の規定により、10番、古賀喜治委員、21番、日比生和雄委員をお願いをい  
たします。  
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。